

## 学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト・マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	
第 2 種 ※	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	バラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	

※ただし、結核・髄膜炎菌性髄膜炎を除く第 2 種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

※その他の感染症とは、溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）です。